不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整理に関する告示　新旧対照表

○ 避難器具の基準（昭和五十三年消防庁告示第一号） 新旧対照表

改正後	改正前
第九　救助袋の構造、材質及び強度 一　救助袋の構造は、次に定めるところによる。 ㈠　略 ㈡　救助袋は、入口金具、袋本体、緩衝装置、取手及び下部支持装置等により構成されるものであること。ただし、降着の際強い衝撃を受けるおそれのないものにあつては緩衝装置を、垂直式の救助袋（垂直に展張して使用する救助袋をいう。以下同じ。）にあつては下部支持装置を設けないことができる。 ㈢　垂直式の救助袋にあつては、次によること。 イ～ヘ　略 ト　袋本体の滑降部は、落下防止のため、布を重ねた二重構造のもの又は外面に網目の辺の長さが五センチメートル以下の無結節の網を取り付けたものであること。ただし、構造上落下防止の性能を有する袋本体にあつては、この限りでない。 チ～ヌ　略 ㈣　斜降式の救助袋（斜めに展張して使用する救助袋をいう。以下同じ。）にあつては、㈢、イ、ロ及びニからトまでによるほか、次によること。 イ～チ　略 二　救助袋の材質は、次に定めるところによる。 ㈠　入口金具に用いる部品は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる材質又はこれらと同等以上の耐久性を有するものであること。 部品 ／ 材料 入口枠、支持枠及び袋取付枠 ／ 産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項に規定する日本産業規格（以下「JIS」という。）　G　三一〇一（一般構造用圧延鋼材）、JIS　G　三四四四（一般構造用炭素鋼鋼管）又はJIS　G　三四五二（配管用炭素鋼鋼管） ワイヤロープ ／ JIS　G　三五二五（ワイヤロープ） ボルト ／ JIS　G　三一二三（みがき棒鋼） シャックル ／ JIS　B　二八〇一（シャックル） シンブル ／ JIS　B　二八〇二（シンブル） チェーン ／ JIS　F　二一〇六（船用一般チェーン） ロープ ／ JIS　L　二七〇三（ビニロンロープ） ㈡　略	第九　救助袋の構造、材質及び強度 一　［同上］ ㈠　同上 ㈡　救助袋は、入口金具、袋本体、緩衝装置、取手及び下部支持装置等により構成されるものであること。ただし、降着の際強い衝撃を受けるおそれのないものにあつては緩衝装置を、垂直式の救助袋（垂直に展張して使用する救助袋をいう。以下同じ。）にあつては下部支持装置を設けないことができる。 ㈢　垂直式の救助袋にあつては、次によること。 イ～ヘ　同上 ト　袋本体の滑降部は、落下防止のため、布を重ねた二重構造のもの又は外面に網目の辺の長さが五センチメートル以下の無結節の網を取り付けたものであること。ただし、構造上落下防止の性能を有する袋本体にあつては、この限りでない。 チ～ヌ　同上 ㈣　斜降式の救助袋（斜めに展張して使用する救助袋をいう。以下同じ。）にあつては、㈢、イ、ロ及びニからトまでによるほか、次によること。 イ～チ　同上 二　［同上］ ㈠　［同上］ 部品 ／ 材料 ［同上］ ／ 日本工業規格　G　三一〇一（一般構造用圧延鋼材）、日本工業規格　G　三四四四（一般構造用炭素鋼鋼管）又は日本工業規格　G　三四五二（配管用炭素鋼鋼管） ［同上］ ／ 日本工業規格　G　三五二五（ワイヤロープ） ［同上］ ／ 日本工業規格　G　三一二三（みがき棒鋼） ［同上］ ／ 日本工業規格　B　二八〇一（シャックル） ［同上］ ／ 日本工業規格　B　二八〇二（シンブル） ［同上］ ／ 日本工業規格　F　二一〇六（船用一般チェーン） ［同上］ ／ 日本工業規格　L　二七〇三（ビニロンロープ） ㈡　同上

㈢　展張部材に用いるロープ又はベルトは、耐久性を有するものであり、ロープにあっては、よりに緩みがなく、かつ、よじれの生じにくいものであること。

［㈣　略］

㈤　耐食性を有しない材質のものにあっては、耐食加工を施したものであること。

三　救助袋の強度は、次に定めるところによる。

㈠　救助袋に用いる布は、ＪＩＳ　Ｌ　一〇九六（一般織物試験方法）の引張強さの試験及び引裂強さの試験を行った場合、引張強さについては一キロニュートン（覆い布にあっては〇・八キロニュートン）以上、引裂強さについては〇・一二キロニュートン（覆い布にあっては〇・〇八キロニュートン）以上の強度を有するものであること。

［㈡～㈤　略］

［四　略］

㈢　展張部材に用いるロープ又はベルトは、耐久性を有するものであり、ロープにあつては、よりに緩みがなく、かつ、よじれの生じにくいものであること。

［㈣　同上］

㈤　耐食性を有しない材質のものにあつては、耐食加工を施したものであること。

三　［同上］

㈠　救助袋に用いる布は、日本工業規格　Ｌ　一〇九六（一般織物試験方法）の引張強さの試験及び引裂強さの試験を行つた場合、引張強さについては一キロニュートン（覆い布にあつては〇・八キロニュートン）以上、引裂強さについては〇・一二キロニュートン（覆い布にあつては〇・〇八キロニュートン）以上の強度を有するものであること。

［㈡～㈤　同上］

［四　同上］

別記様式第16　①

避難器具試験結果報告書

試験実施日　　年　　月　　日

試験実施者

住所

氏名　　印

階											
用途（令別表第一、項）											
無窓階該当											
階別算出収容人員											
基準設置個数											
減免数											
減免対象事項											
避難器具の種別及び個数	避難はしご										
	緩降機										
	すべり台										
	避難ロープ										
	すべり棒										
	避難橋										
	避難用タラップ										
	救助袋（垂直）										
	救助袋（斜降）										
設置数（合計）											

試験項目			種別・容量等の内容				結果
外観試験	設置場所等	避難器具の種別	器具－1（　）	器具－2（　）	器具－3（　）	器具－4（　）	―
		開口部の大きさ縦×横×腰高（cm）					
		設置状況					
		障害物等の有無					

別記様式第16　①

避難器具試験結果報告書

試験実施日　　年　　月　　日

試験実施者

住所

氏名　　印

階											
用途（令別表第一、項）											
無窓階該当											
階別算出収容人員											
基準設置個数											
減免数											
減免対象事項											
避難器具の種別及び個数	避難はしご										
	緩降機										
	すべり台										
	避難ロープ										
	すべり棒										
	避難橋										
	避難用タラップ										
	救助袋（垂直）										
	救助袋（斜降）										
設置数（合計）											

試験項目			種別・容量等の内容				結果
外観試験	設置場所等	避難器具の種別	器具－1（　）	器具－2（　）	器具－3（　）	器具－4（　）	―
		開口部の大きさ縦×横×腰高（cm）					
		設置状況					
		障害物等の有無					

避難器具　②

試験項目			種別・容量等の内容				結果
外観試験	設置場所等	降下空間の確保					
		着地点の状況					
	構造・性能						
	取付部						
	取付具						
	固定部材						
	格納						
	標識						
機能試験	荷重試験	器具名（　　）	荷重の大きさ　kN				
		器具名（　　）	荷重の大きさ　kN				
	引抜強度試験	器具―1（　　）	設計引抜荷重　kN 試験荷重　k N				
		器具―2（　　）	設計引抜荷重　kN 試験荷重　k N				
		器具―3（　　）	設計引抜荷重　kN 試験荷重　k N				
		器具―4（　　）	設計引抜荷重　kN 試験荷重　k N				
備考							

備考1　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2　性能試験の欄の（　）書きについては、避難器具の種別を記入すること。
3　結果の欄には、良否を記入すること。

避難器具　②

試験項目			種別・容量等の内容				結果
外観試験	設置場所等	降下空間の確保					
		着地点の状況					
	構造・性能						
	取付部						
	取付具						
	固定部材						
	格納						
	標識						
機能試験	荷重試験	器具名（　　）	荷重の大きさ　kN				
		器具名（　　）	荷重の大きさ　kN				
	引抜強度試験	器具―1（　　）	設計引抜荷重　kN 試験荷重　k N				
		器具―2（　　）	設計引抜荷重　kN 試験荷重　k N				
		器具―3（　　）	設計引抜荷重　kN 試験荷重　k N				
		器具―4（　　）	設計引抜荷重　kN 試験荷重　k N				
備考							

備考1　この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2　性能試験の欄の（　）書きについては、避難器具の種別を記入すること。
3　結果の欄には、良否を記入すること。

○　避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目（平成八年消防庁告示第二号）　新旧対照表

改正後	改正前
第八　取付方法 避難器具の取付方法は、次によるものとする。 ［一　略］ 二　避難器具を固定部に取り付けるための取付け具（避難器具用ハッチを除く。）の構造及び強度は、次によること。 ㈠　取付け具の材料 イ　次のいずれかに適合するものであること。 (イ)　産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項に規定する日本産業規格（以下「ＪＩＳ」という。）Ｇ三一〇一（一般構造用圧延鋼材）、ＪＩＳＧ三四四四（一般構造用炭素鋼鋼管）、ＪＩＳＧ三四六六（一般構造用角形鋼管）又はＪＩＳＧ三五二五（ワイヤロープ） ［(ロ)・(ハ)　略］ ［ロ　略］ ハ　雨水等のかかる場所（直接外気に接する部分に限る。）に設けるものにあっては、次のいずれかに適合するものであること。ただし、格納箱が耐食性を有するものである場合は、この限りでない。 (イ)　ＪＩＳＧ四三〇三（ステンレス鋼棒）、ＪＩＳＧ四三〇四（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）又はＪＩＳＧ四三〇五（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯） ［(ロ)・(ハ)　略］ ［㈡・㈢　略］ ［三　略］ 四　前三に掲げる工法の施行基準は、次によること。 ㈠　各工法に共通する施行基準 イ　ボルト及びナット（避難器具用ハッチに用いられるものを除く。）は、次のいずれかに適合する材料で作られていること。 (イ)　ＪＩＳ三一二三（みがき棒鋼） ［(ロ)・(ハ)　略］ ロ　ボルト及びナットのねじ部は、ＪＩＳＢ〇二〇五（メートル並目ねじ）に適合すること。 ［ハ・ニ　略］ ホ　雨水等のかかる場所に設けるボルト及びナット等にあっては、次のいずれかに適合するものを用いること。 (イ)　ＪＩＳＧ四三〇三（ステンレス鋼棒）	第八　取付方法 ［同上］ ［一　同上］ 二　［同上］ ㈠　取付け具の材料 イ　［同上］ (イ)　日本工業規格Ｇ三一〇一（一般構造用圧延鋼材）、日本工業規格Ｇ三四四四（一般構造用炭素鋼鋼管）、日本工業規格Ｇ三四六六（一般構造用角形鋼管）又は日本工業規格Ｇ三五二五（ワイヤロープ） ［(ロ)・(ハ)　同上］ ［ロ　同上］ ハ　［同上］ (イ)　日本工業規格Ｇ四三〇三（ステンレス鋼棒）、日本工業規格Ｇ四三〇四（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）又は日本工業規格Ｇ四三〇五（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯） ［(ロ)・(ハ)　同上］ ［㈡・㈢　同上］ ［三　同上］ 四　［同上］ ㈠　各工法に共通する施行基準 イ　［同上］ (イ)　日本工業規格Ｇ三一二三（みがき棒鋼） ［(ロ)・(ハ)　同上］ ロ　ボルト及びナットのねじ部は、日本工業規格Ｂ〇二〇五（メートル並目ねじ）に適合すること。 ［ハ・ニ　同上］ ホ　［同上］ (イ)　日本工業規格Ｇ四三〇三（ステンレス鋼棒）

(ロ)・(ハ) 略

(ヘ～リ 略

(ニ) 略

(三) 固定ベースに取り付ける場合の標準工法

イ 避難器具を容易に取り付けるためのフック（JIS B二八〇三（フック）。離脱防止装置付きのものに限る。）等を設けること。

(ロ 略

(四) 補強措置を講じた部分に取り付ける場合の標準工法

イ 柱、はりを鋼材等により挟み込み、ボルト及びナットで締めつける工法

(イ) 避難器具を容易に取り付けるためのフック（JIS B二八〇三（フック）。離脱防止装置付きのものに限る。）等を設けること。

(ロ) 略

(ロ 略

五 避難器具用ハッチを設ける場合は、一、三及び四(一)ロから(四)までの例によるほか、次によること。

(一) 略

(二) 避難器具用ハッチに用いる部品は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる材料又はこれらと同等以上の強度、耐久性及び耐食性を有する不燃材料であること。

部品	材料
略	JIS G四三〇四(熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯) JIS G四三〇五(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)
略	略
略	略
略	略

(備考 略

(三)～(五) 略

(六 略

七 斜降式の救助袋の下部支持装置を降着面等へ固定する器具(以下「固定具」という。)の構造、強度及び降着面等への埋設方法は、一及び二を準用するほか、次によること。

(一) 固定具の構造及び強度

(イ 略

(ロ)・(ハ) 同上

(ヘ～リ 同上

(ニ) 同上

(三) 固定ベースに取り付ける場合の標準工法

イ 避難器具を容易に取り付けるためのフック（日本工業規格B二八〇三（フック）。離脱防止装置付きのものに限る。）等を設けること。

(ロ 同上

(四) 補強措置を講じた部分に取り付ける場合の標準工法

イ (同上

(イ) 避難器具を容易に取り付けるためのフック（日本工業規格B二八〇三（フック）。離脱防止装置付きのものに限る。）等を設けること。

(ロ) 同上

(ロ 同上

五 (同上

(一) 同上

(二) (同上

部品	材料
(同上	日本工業規格(以下「JIS」という。)G四三〇四(熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯) JIS G四三〇五(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)
(同上	(同上
(同上	(同上
(同上	(同上

(備考 同上

(三)～(五) 同上

(六 同上

七 (同上

(一) 固定具の構造及び強度

(イ 同上

ロ　固定環等は、直径十六ミリメートル以上で、かつ、次のいずれかに適合する材料でできたものであること。

(イ)　JIS G四三〇三（ステンレス鋼棒）

[(ロ)・(ハ)　略]

[ハ・ニ　略]

ホ　ふた及び箱は、車両等の通行に伴う積載荷重に十分耐えられる強度を有し、かつ、次のいずれかに適合するものであること。

(イ)　JIS G五五〇一（ねずみ鋳鉄品）

[(ロ)・(ハ)　略]

[へ～チ　略]

[(二)　略]

ロ　[同上]

(イ)　日本工業規格G四三〇三（ステンレス鋼棒）

[(ロ)・(ハ)　同上]

[ハ・ニ　同上]

ホ　[同上]

(イ)　日本工業規格G五五〇一（ねずみ鋳鉄品）

[(ロ)・(ハ)　同上]

[へ～チ　同上]

[(二)　同上]